



16高教職第1068号
平成17年1月13日



各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育長

ETC利用者に係る高速自動車国道の通行料金の割引
に伴う通勤手当の認定の取扱いについて（通知）

平成17年1月11日から、ETC（無線通信技術を使って自動的に有料道路の通行料金の支払いを行うシステムをいう。以下同じ。）の利用者が午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間に高速自動車国道の入口又は出口を通過した場合に、高速自動車国道の通行料金の割引（以下「ETC通勤割引」という。）が行われます。

このため、現在、高速自動車国道を利用し、通行料金に係る加算額を受けている職員で、ETCに係る車載器（以下「車載器」という。）を搭載しておりETC通勤割引の利用を常例とすることとなる者は、負担する通行料金の額に変更を生ずることになります。

つきましては、管内小中学校等に、ETC通勤割引について周知するとともに、当該割引の利用を常例とする職員は下記のとおり通勤手当の額の改定に係る手続きを行う必要があることを周知してください。また、新たにETC通勤割引を利用することとなる職員もこれに準じた取扱いとなりますので、併せて、周知をお願いします。

記

1 ETC通勤割引の利用に伴う通勤届の届出

(1) 届出の対象となる職員

届出の対象となる職員は、高速自動車国道を利用し、通行料金に係る加算の認定を受けている者（又は受けようとする者）でETC通勤割引の利用を常例とするものであること。

なお、現在車載器を搭載していなくても、今後、新たに車載器を搭載するなどにより、ETC通勤割引の利用を常例とすることとなる職員は、事実の発生後、速やかに届出をすること。

(2) 通勤届の記載上の注意事項

ア 現在、通行料金に係る加算の認定を受けている者でETC通勤割引の利用を常例とする職員の「届出の理由」は「4 運賃等の負担額の変更」とすること。

イ 事実発生日は平成17年1月11日以後のETC通勤割引を利用し始めた日となること。

ウ 「乗車券等の種類」の欄には、「ETC通勤割引」と記載すること。

(3) 改定後の額の支給の始期

改定後の額による通勤手当の支給の始期は、事実発生日の属する月の翌月（その日が月の初日である時は、その日の属する月）となること。

2 ETC通勤割引による通行料金の算出方法

今回のETC通勤割引による通行料金は、通常料金の2分の1の額を50円単位で端数処理した額となります。（日本道路公団に確認済みです。）

また、1箇月当たりの通行料金の額の算出にあたって、ハイウェイカード10,000円分（10,500円分利用可）の割引率20/21を適用することに変更はありません。

※ 「50円単位で端数処理」するとは、1円～24円の場合は0円、25円～74円（50円を除く。）の場合は50円、75円～99円の場合は100円とすることです。例えば、1,050円の2分の1の額を50円単位で端数処理した額は、550円になります。

3 学校長の確認

- (1) 学校長は、高速自動車国道を利用し、通行料金に係る加算の認定を受けている職員（又は受けようとする職員）について、通勤に使用している車輛に車載器を搭載しているか否かを確認すること。
- (2) 高速自動車国道を利用し、通行料金に係る加算の認定を受けている職員（又は受けようとする職員）のうち、車載器を搭載しているがE T C通勤割引を利用することを常例とする旨の届出がない者については、E T C通勤割引の利用頻度等を職員に確認すること。
- (3) 学校長は、高速自動車国道を利用し、通行料金に係る加算の認定を受けている職員が支給要件を満たしているかどうか、随時確認すること。